

表 窒素含有量及びりん含有量に係る暫定排水基準（単位：mg/L）

項目	業種その他の区分	基準値		
		見直し前 (H30.10.1 ～R5.9.30)	見直し後 (R5.10.1 ～R10.9.30)	(参考) 一般排水基準
窒素	天然ガス鉱業	160 (150)	160 (150)	120 (60)
	畜産農業 (豚房を有するものに限る。※)	130 (110)	130 (110)	
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,100 (3,100)	4,100 (3,100)	
	酸化コバルト製造業	300 (100)	200 (100)	
りん	畜産農業 (豚房を有するものに限る。※)	22 (18)	22 (18)	16 (8)

括弧内の基準値は日間平均値を示す。

※面積が 50 m²以上のもの